

運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は公益社団法人上山青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるために、組織運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 例会・理事会・常任理事会

(例会・理事会・常任理事会)

第2条 例会・理事会・常任理事会に関し、定款に定めるものの他、以下の原則に則って開催する。

- (1) 例会は原則として毎月第3木曜日に開催する。但し開催日に関しては理事会の承認をもって設定するもので、必ずしも原則にとられるものではない。
- (2) 例会の運営については、少なくとも例会開催日直近の理事会において承認を受けなければならない。
- (3) 定例理事会は原則として毎月1回以上開催する。
- (4) 常任理事会は、必要に応じて随時開催することができる。
- (5) 常任理事会の運営については、定款43条を準用する。
- (6) 理事に選任されずに顧問の職に選任された者は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第3章 委員会

(種類)

第3条 定款第45条の規定に基づき、委員会を設置することができる。

(委員会の設置)

第4条 定款第3条の目的を達成すべく第5条の事業を行うため、必要に応じて委員会を理事会において設置する。

2. 前項において、委員会の職務分掌を明確にするため、あらかじめその内容を理事会で決定する。

(構成)

第5条 委員会には、委員長1名、副委員長1名以上、幹事1名以上及び委員若干名を置くことができる。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、委員会を代表してその活動を統轄する。
3. 委員長は理事会の承認を得て、副委員長、幹事及び委員を正会員のうちから任命する。但し、副委員長の任命については、理事長が理事会の承認を得て任命することもできるものとする。
4. 副委員長・幹事は、それぞれ次の事項に掲げる任務をもつ。

(1) 副委員長

委員長等を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。

(2) 幹事

運営を補佐する。

(開催)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集し開催する。

(責務)

第7条 事業を立案、実施するにあたり理事会の決議を要する。その事業実施に必要な事業費については、理事会の承認した予算に準拠し執行する。

2. 事業終了後、速やかに報告書を作成し、会計帳票等により支払先・支払日・用途を明確にした決算書を添付し理事会にて承認を得る。

第8条 各委員会の職務分掌は、次のとおりとする。

1. 事務局

- (1) ※ 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- (2) 事務局及び財務の管理
- (3) 理事会の開催に関する件
- (4) 会費の徴収並びに催促
- (5) 会員名簿の完備
- (6) 定款諸規定に関する事
- (7) 物品備品の保管、管理に関する事
- (8) ホームページの更新、管理
- (9) 総会並びに臨時総会開催に関する件（総会資料作成）
- (10) 例会開催に関する件
- (11) 褒賞、慶弔、結婚祝い、誕生祝い

- (12) 庶務事項
- (13) 内部、外部広報誌に関する事
- (14) 写真・ビデオ等による記録管理
- (15) その他広報活動に関する事
- (16) 各委員会の連絡調整事務及びその他、各委員会に属さない事項
- (17) その他、理事会により付託された事
- (18) 関係諸団体との連絡提携
- (19) 山形ブロック大会及び全国大会取りまとめ・出席促進
- (20) 山形ブロック大会及び全国大会出展ブースに関する事
- (21) 各種大会取りまとめ・出席促進
- (22) 会員拡大に関する事項
 - 1月通常総会 8月臨時総会 その他臨時総会の開催
 - 理事会・常任理事会の運営
 - ブロック大会むらやま大会取りまとめ
 - 第84回全国大会八戸大会取りまとめ
 - その他各種大会の取りまとめ
 - 復興支援活動（通年）
 - 会員拡大に関する事項（通年）

2. スマイルプロジェクト実行委員会

- (1) ※ 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (2) ※ 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- (3) ※ 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (4) ※ 地域社会の健全な発展に関する事業
- (5) 関係諸団体との連絡提携
- (6) 会員拡大に関する事項
 - スマイルプロジェクト☆(きらり)かみのやまの開催
 - 会員拡大に関する事項（通年）

3. まちづくり委員会

- (1) ※ 国政の健全な運営の確保に資することに関する事業
- (2) ※ 地域社会の健全な発展に関する事業
- (3) 地域観光に関する事項
- (4) 関係諸団体との連絡提携
- (5) 会員拡大に関する事項

- 広域まちづくり協議会 4LOM 合同例会
- 山形ブロック協働運動に関する事業の開催
- まちづくりに関する事業の開催
- 会員拡大に関する事項（通年）
- カルタ普及推進に関する事業の開催

4. あすづくり委員会

- (1) ※ 児童又は青少年の健全な育成に関する事業
- (2) ※ 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性の涵養に関する事業
- (3) 関係諸団体との連絡提携
- (4) 会員拡大に関する事項
 - 上山青年会議所杯中学校野球大会の開催
 - 青少年育成事業に関する事業の開催
 - 会員拡大に関する事項（通年）

5. ひとつづくり委員会

- (1) 会員拡大に関する事項
- (2) 会員の入退会に関する事項
- (3) 出席率向上に関する事項
- (4) 会員相互の親睦と友情に関する事項
- (5) 会員家族間の親睦をはかる事項
- (6) 関係諸団体との連絡提携
 - 会員親睦事業
 - 卒業例会
 - 会員拡大に関する事業の開催（通年）

※ 公益目的の事業として定められているもの

規程の改廃

(本規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

補 則

本規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

会員資格規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は公益社団法人上山青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づく、本会議所への入会及び入会の資格審査に関する事項、会費・入会金の納入に関する事項、会員の資格審査に関する事項、休会に関する事項、並びに賛助会員・仮会員・特別会員に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 入会及び入会の資格審査

(正会員の入会)

第2条 正会員として入会を希望する者は正会員2名の推薦を受け所定の入会申込書を理事長へ提出しなければならない。

(推薦者の資格)

第3条 前条の推薦者の資格は、本会議所の正会員で、被推薦者に対して1ヵ年間の義務履行の連帯保証ができる者とする。

(入会資格)

第4条 入会の資格は、定款に基づき上山市及びその周辺に住所または勤務先を有する20才以上40才までの品格ある青年であることとする。

(入会資格審査の委託)

第5条 理事長は入会資格審査を担当する委員会へ委託する。

(入会の資格審査及び答申)

第6条 前条で定める担当委員会は推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

(入会の決定)

第7条 理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。入会の諾否は理事長が推薦者並びに入会申込者に通達する。

(認定)

第8条 入会を承認された者は入会金の納入をもって正会員となる。入会金の金額は、会費及び入会金規程に定める。

(入会年度の会費)

第9条 会費は6月末日までに入会を承認された者については全額とし、7月以降の入会については半額とする。

第4章 会員資格審議委員会

(設置)

第10条 会員に、会員の資格を喪失するに足る行為がある、あるいはあると疑われる場合、会員資格審議委員会（以下、審議会という）を設置することができる。

(構成)

第11条 審議会は理事会において正会員より選任された委員により構成される。

(審議会の招集と決議)

第12条 審議会は、理事長が委員長となり、必要と認めたときに招集し、委員の過半数の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(任務)

第13条 審議会は、理事会の諮問のあったとき、または委員長が必要と認めたととき、次の事項につき審議の上、理事会に答申するものとする。

- (1) 特に理事会より諮問された会員一般の資格審議
- (2) その他会員に関する事項

(審議基準)

第14条 審議会における審議基準は、次の事項によるものとする。

- (1) 本会議所会員として、その品性と能力
- (2) 定款その他の規程への違反の有無
- (3) 本会議所の名誉毀損、本会議所の目的遂行に反する行為、又は本会議所の

秩序を著しく乱す行為の有無

(4) その他考慮すべき条件

(正会員の除名)

第15条 審議会は、審議結果を理事会に答申し、正会員に除名するに足る要件があると判断された場合には、定款第16条による除名の決議を総会に諮るものとする。

第5章 休 会

(休 会)

第16条 正会員が、病気（要医師の診断書）及び海外出張等の為、長期間に亘り出席不能な場合は休会として出席の義務を免除する。その際、休会届を理事長宛てに提出し、理事会で承認された日より休会扱いとする。

2. 休会中の会費は納入しなければならない。

(復 帰)

第17条 休会の事由が解消されて復帰を望む場合には、復帰届を理事長宛てに提出し、理事会で承認された日より復帰できる。

第6章 その他の会員

(仮会員)

第18条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の体験を望む個人は、理事会の承認により仮会員として入会することができる。

2. 会員資格は1年限り及び1度限りとする。

3. 仮会員を希望するものは、所定の申込書を理事会に提出する。

4. 入会を承認された者は、会費及び入会金規程に定める金額を年度内に納めなければならない。

(賛助会員)

第19条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は、理事会の承認により賛助会員として入会することができる。

2. 会員資格は1年限りとする。

3. 賛助会員を希望するものは、所定の申込書を理事会に提出する。

4. 入会を承認された者は、会費及び入会金規程に定める金額を年度内に納めなければならない。

(特別会員)

第20条 制限年齢の年度末まで正会員であったもので、理事会で承認されたものを特別会員とする。

2. 会員資格は期限を設けない。
3. 入会を承認された者は、会費及び入会金規程に定める金額を年度内に納めなければならない。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第21条 本規程の改廃は、総会の決議による。

補 則

本規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

会費及び入会金規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人上山青年会議所（以下、本会議所という。）における会費について必要事項を定めることを目的とする。

第2章 会費及び入会金

(会 費)

第2条 正会員の年会費は、10万円とする。

2. 賛助会員の年会費は、1万円とする。
3. 仮会員の年会費は、2万4千円とする。
4. 特別会員の年会費は、免除する。

(入会金)

第3条 正会員の入会金は、3万円とする。

2. 賛助会員の入会金は、免除する。

3. 仮会員の入会金は、免除する。

4. 特別会員の入会金は、1万円とする。

(会費及び入会金の使途)

第4条 第2条及び第3条の会費及び入会金は、公益目的事業に20%以上使用する。ただし、その他の事業の残額については、公益目的事業に使用することができる。

(会費の納入時期)

第5条 年会費は、毎年2月末日までに納入しなければならない。但し、会費を2月末日と6月30日の2期に分納することができる。また、2月末日から6月30日迄の毎月末5期に分納することもできる。

2. 7月以降の入会者については、7月31日までに納入しなければならない。

(会費納入の勧告)

第6条 年会費及び入会金を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事が当該会員に勧告することができ、悪質な場合には理事会に報告することができる。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

本規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

役員選任の方法に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、定款第18条に定める役員を選任の方法に関する事項を定めること6を目的とする。

(理事・監事選考委員会の設置)

第2条 法令及び定款第18条に定める役員を選任に関して、総会における選任に先立つ一切の準備事項を処理管理するために次年度役員候補者選考委員会（以下選考委員会という。）を設置する。

(選挙管理委員会の設置)

第3条 前条に定める選考委員会委員の選挙に関する一切の事項を処理管理するために選挙管理委員会を設置する。

第2章 選挙管理委員会

(構 成)

第4条 選挙管理委員会は代表委員（以下委員長とする）1名、委員4名の定員5名をもって構成する。

2. 選挙管理委員会の委員長は理事の中から理事長が理事会の承認を得て選出する。
3. 委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て、毎年4月末までに選出する。
4. 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関して責を任ずる。
5. 選挙管理委員会の議事は、全委員の総意でもってこれを決する。

(選挙に関する通知)

第5条 選挙に関する通知は選挙管理委員会の委員長名の文書で通知するものとする。

第3章 理事・監事選考委員会

(構 成)

第6条 選考委員会は、当年度理事及び理事経験者9名の委員及び当年度理事長で組織する。

2. 選考委員会の委員長は当年度理事長がこれにあたる。

(選挙)

第7条 選考委員会委員の選挙を6月末までに開催する。

2. 選挙権を持つ正会員が、第9条に定める被選挙人の中から3名を連記する一般選挙を行い、9名の委員を選出する。尚、最低位同得票の場合には選考委員会の合意により決する。

(選挙権)

第8条 毎年6月末までに会費を納入した正会員は選挙権を有する。但し、過去1年間例会出席率が30%未満の会員は選挙権を有さない。

(被選挙人)

第9条 毎年6月末までに会費を納入した正会員のうち、理事を経験した者を被選挙人とする。但し、過去1年間例会出席率が60%未満の会員は被選挙権を有さない。

2. 当該年度までに理事長を経験した者は被選挙権を有さない。

第4章 理事・監事の選任

(理事の選任)

第10条 理事候補者は、選考委員会の推薦する理事候補者が、臨時総会にて各々承認されることにより選出される。

2. 次期理事は臨時総会にて選出された理事候補者が総会にて各々承認されることにより選任される。

(理事候補者会議)

第11条 総会において選出された理事候補者は、速やかに理事候補者会議を開催し、次期理事の職務分担等につき協議する。

(欠員の補充)

第12条 任期中に理事長、副理事長、専務理事に欠員を生じた場合は、理事の互選により補充される。理事に欠員を生じた場合には、本規程の手続きにより選任される。但し理事長以外の役員の欠員については理事会および定款がその必要を認めないときは欠員の補充は行わない。

(監事の選任)

第13条 監事候補者は、選考委員会の推薦する監事候補者が、総会にて各々承認されることにより選出される。

2. 次期監事は臨時総会にて選出された監事候補者が総会にて各々選任される。

(出向役員の選出)

第14条 公益社団法人日本青年会議所・東北地区協議会・山形ブロック協議会の役員及び役員候補者を本会議所より選出する際は、必要に応じて理事会及び総会において承認を得るものとする。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

会計規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人上山青年会議所（以下、本会議所という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、本会議所の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(会計の原則)

第2条 本会議所の会計は「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）に基づいて行う。

(会計年度)

第3条 本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(予算及び決算)

第4条 本会議所の収支予算は、12月理事会の決議により定め、収支決算は会計年度終了後1ヶ月以内にその会計年度末の決算報告書とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第2章 予 算

(予算統制の原則)

第5条 本会議所の会計は、すべての収支につき予算統制を行う。

(予算の編成)

第6条 予算の編成は担当委員長の事業計画案に従い理事会の承認を経て理事長が行う。

(予算編成の原則)

第7条 予算は原則として収入の額の範囲内で編成しなければならない。

(予算科目)

第8条 予算は収支の性質、目的に従い、款、項、目に区別する。科目改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(予算編成の様式)

第9条 予算編成に当たっては、予算科目と事業計画との関連を明瞭になるような様式を用いるものとする。

(予算科目外の支出)

第10条 予算科目外の支出をしようとする場合には理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

(理事長執行事項の委任)

第11条 理事長は次の事項を財務を担当する理事に委任することができる。

- (1) 予算に基づく経常的な収入及び支出
- (2) 予算に基づく物品の購入及びその管理

(委員長の任務)

第12条 各担当委員長は、予算の編成とその執行に関し随時、適切な資料を作成し理事長に意見を具申すると共に、所管事項に関する予算の執行について、管理監督責任を理事長に対して負うものとし、その執行に際しては冗費をはぶき、効果的に運用することに努めなければならない。

2. 各担当委員長は、単位事業が終わったときには速やかに収支決算書、事業報告書、付属明細書などの関係書類を揃え、理事会に提出しなければならない。

第3章 出 納

(出 納)

第13条 出納にあたっては次の証憑を揃え必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとし、入金した現金及び小切手はすみやかに銀行へ預け入れなければならない。

- (1) 収入については発行領収証の控え

(2) 支出については支払の領収証

(3) 領収証徴収不能のものについては、担当委員長が発行した支払証

(銀行口座)

第14条 会計はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長職名印を使用する。

第4章 監査

(監査)

第15条 監事は監査を行なうものとする。

2. 監事はいつでも本会議所の監査を行なう為に諸帳簿の閲覧謄写を求めることができる。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

補則

本規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

庶務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は公益社団法人上山青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、事務局、慶弔、旅費等の庶務に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 事務局

(事務局長)

第2条 事務局には事務局長1名を置き、事務局を統轄する。

(職員)

第3条 事務局には職員を配置することができる。その処遇については事務局長が理事会の承認を得てこれを掌理するものとする。

(議事録の管理)

第4条 総会及び理事会の議事録は事務局長がこれを管理し、事務所に備え付けるものとする。議事録が電磁的記録をもって作成される場合においても、事務所への備え置きと適切な管理を行わなければならない。

2. 議事録が電磁的記録をもって作成される場合においては当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(書類の備え置き)

第5条 事務局は法令・定款及び情報公開規程に基づき、以下の書類を事務所に備え置き、閲覧請求に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

- (1) 定款その他諸規定
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書等の計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(事務所備え置きの書類)

第6条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は、次条に規程する閲覧場所に常時備え置く。

2. 以下で、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。
 - (1) 本会議所の定款並びに諸規程(永久保存)
 - (2) 総会及び理事会議事録(永久保存)

- (3) 本会議所内部の文書（5年間保存）
- (4) 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴（1年間保存）
- (5) 前条に属さない文書で運営上必要な書類（1年間保存）

（閲覧場所及び閲覧日時）

第7条 本会の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、本会事務局とする。

- 2. 閲覧の日は本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後3時までとする。

（閲覧等に関する事務）

第8条 閲覧希望者から書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
 - (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
 - (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。
2. 事務局は前項の書類以外に以下の分類に従い、文書を整理し、記載の保存期間中、事務所に備え置かなければならない。
- (1) 本会議所内部の文書綴 1年
 - (2) 日本J C及び他J C関係の文書綴り 1年
 - (3) (1)、(2)に属さない文書綴り 1年
 - (4) 本会議所及び日本J Cの会報とニュース綴り 1年
 - (5) 会計諸帳簿 10年

第3章 出 席

（出席の確認）

第9条 会合の出席は、原則として規定の用紙への署名をもって確認する。

- 2. すべての会合において、欠席・遅刻・早退する場合は届け出ることとする。
- 3. 各会員の出席状況は、3ヶ月毎に発表する。

（公 欠）

第10条 J C関係及び関係諸団体の公務のためにあらかじめ届け出て総会、例会、委員会および理事会に欠席した場合は、出席したものとして取り扱う。

（出席率の最低限界）

第11条 年間実質出席率の最低限界を30%とし、これに満たない正会員には、この改善を勧告することができる。この勧告に応じず、改善が見られない場合には、会員資格審議委員会に審議を諮問することができる。

(出席回数の加算)

第12条 理事会で承認された各種の大会、会合に参加した時には実質出席回数に加算することができるが、その際、理事会において承認された方法をもって出席を確認し、出席回数に1回を加えて算出するものとする。

(J Cバッヂ着用の励行)

第13条 正会員はすべての会合に出席する際にはJ Cバッヂを佩用しなければならない。但し、会合の運営上、上衣を使用しない場合はこの限りでない。

第4章 褒 賞

(褒賞の決定)

第14条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体委員会に対して理事会の決定により行う。なお褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。

(褒賞の該当者)

第15条 褒賞は次の該当者に与える。

- (1) 本会議所の事業活動に著しく功績のあった正会員
- (2) 本会議所の事業活動に著しく功績のあった委員会
- (3) 年間実績出席率が100%の正会員